

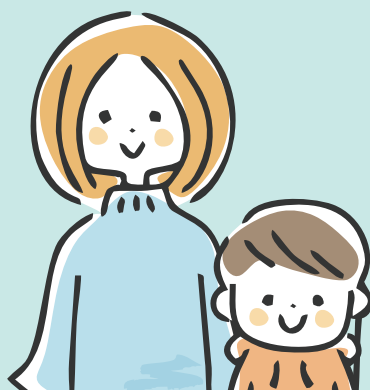
Casa

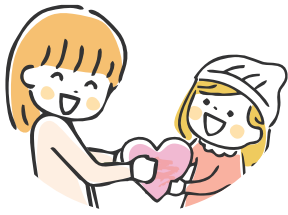


こどもが笑顔だと、
ママも安心
ママが笑顔だと、
こどもも安心

こどもの未来を守る

養育費保証  PLUS





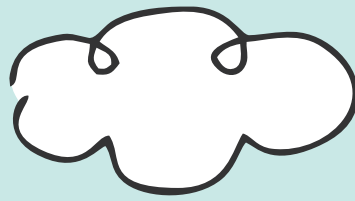
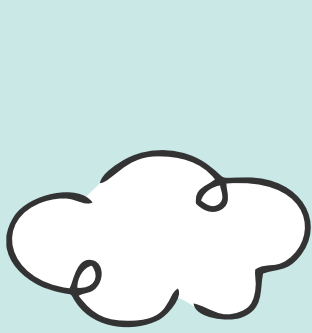
こどもの笑顔はママの笑顔



私たちの想い

ひとり親世帯の3人に2人は養育費を受け取れていません。
養育費はこどもの未来への貯金。こどもの未来のために安心を提供したい。

私たちのサービスによって、シングルマザーの皆様、そしてこどもたちが、
「笑顔」で「自分らしく」過ごすことができるように、
希望にあふれる暮らしを創ってまいります。



養育費保証

目次

- P 4 養育費保証とは
- P 5 未払いは突然訪れる

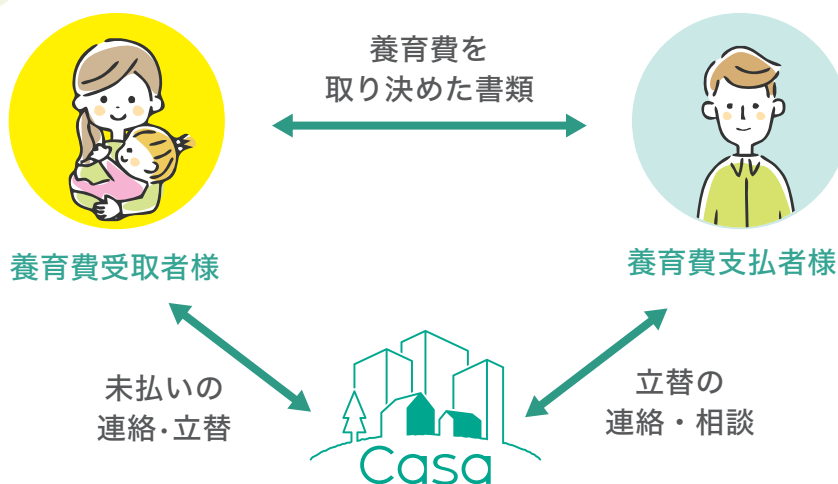
■「養育費保証PLUS」について

- P 6 概要
- P 7 プラン
- P 9 選ばれる理由
- P10 他社比較表
- P11 お申込み前にご確認ください
- P12 お手続きの流れ
- P13 自治体の補助について
- P14 専門相談窓口
- P15 仕事探しサポート
- P16 契約者様向けサービス
- P17 お客様の声
- P19 よくある質問
- P22 日本シングルマザー支援協会との取り組み
- P23 パートナー企業との取り組み
- P24 お役立ち情報
- P25 漫画でわかる養育費保証PLUS
- P26 お問い合わせ



養育費保証とは

養育費の支払いがなかった場合に
Casaが立替えをするサービスです。



ご存知ですか？

Casaがあなたを最大限にフォロー！

01

養育費が毎月支払われる

万が一の未払いの際もCasaが立替えますので
継続して養育費が受け取れます！



02

元パートナーと連絡を取りたくない

Casaが間に入って連絡を取ります！



03

未払いが続いたときが不安

養育費が未払いのときには、法的手続きにかかる
費用もお手続きもCasaがサポートします！



注意！

未払いは突然訪れる

養育費は長い年月をかけて払われるもの。
元パートナーの生活環境の変化により、未払いはいつでも、誰にでも起こりうるものです。



ご存知ですか？

養育費の未払いの主な理由



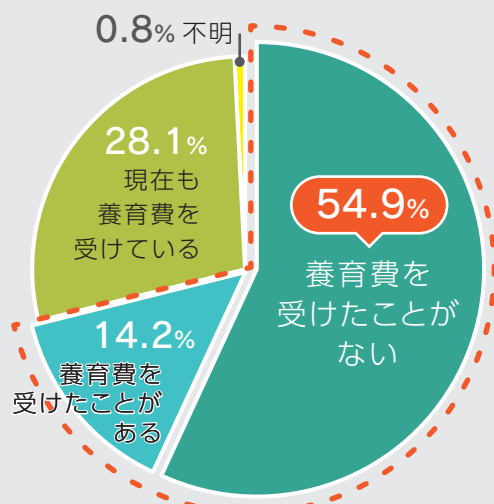
再婚



転職



病気やケガ



令和3年度全国ひとり親世帯調査結果

約7割の方が養育費受け取れていない事実があります。



養育費保証に加入して、
未払いのリスクに備えましょう！

養育費保証 PLUS

概要

初回保証契約料 ※契約時のみ	月額保証料 ※保証開始した月の翌月からお支払い
月額養育費の1ヶ月分	月額養育費の3% (最低月額保証料 1,000 円)

保証内容



① 養育費 ② 養育費の請求に関わる法的手続費用

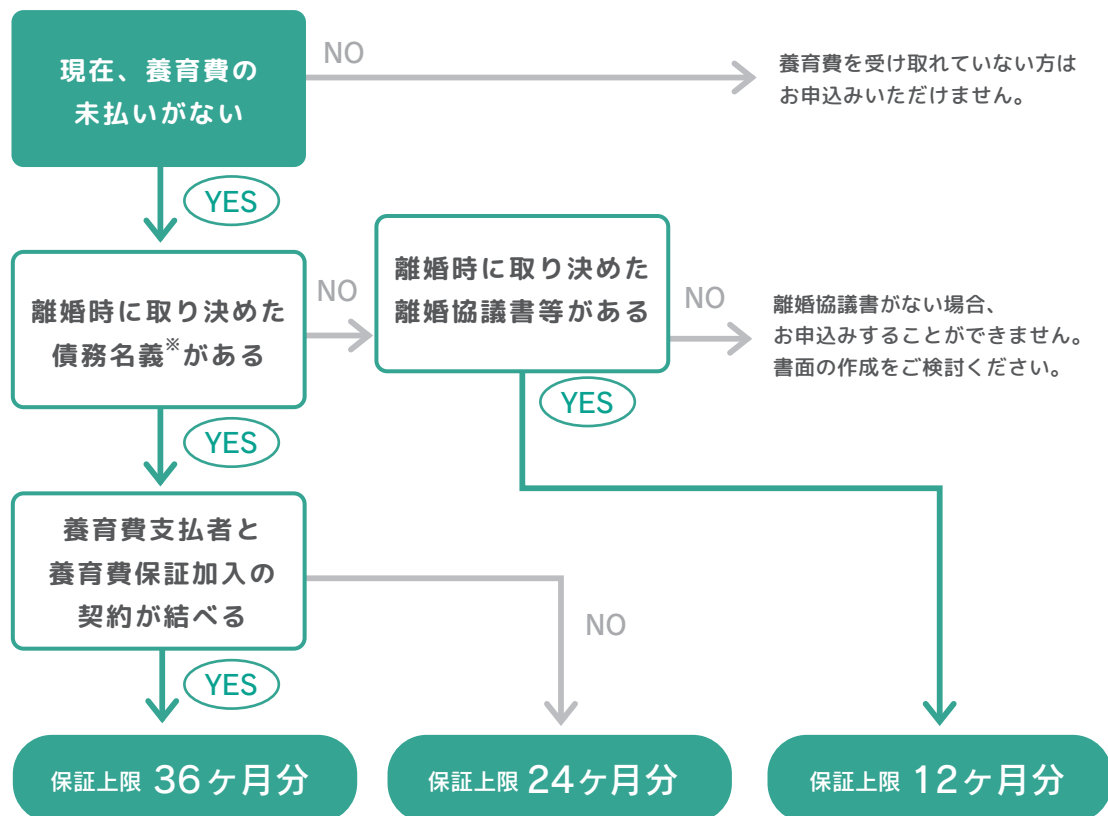
法的手続き費用とは？

養育費の請求に必要な法的手続費用（弁護士費用・給与差し押さえに関わる裁判費用）の保証・お手続きをサポートします。

※Casa 指定の弁護士利用の場合に限ります。

プランについて

ご状況により保証上限が異なります。下記フローチャートにてご確認をお願いします。



※「調停調書」や「公正証書」など裁判所や公証役場が作成する強制執行のために必要な文書のことです。

※ 審査によって保証上限が変わる場合があります。

プランについて

01 報告型



支払者様との契約不要

養育費の遅れが発生した場合、翌月10日までにご報告いただくと、7営業日以内にCasaがお立て替えいたします。

01

支払者様との契約が必須ではないので、支払者様に知られたくなかったり、支払者様に同意を得られない場合は受取者様だけで契約できる

02

送金型より、養育費の振込手数料を安くできる



条件

- 離婚時にお約束された支払日に養育費がきちんと振り込まれているか確認が必要となります。
- 立替申請には期日があるため申告漏れがあると立替されません。

※報告型でも支払者様と2人で契約する場合は保証上限36か月分となります。

02 送金型



毎月の自動送金で報告不要

毎月27日、支払者様の口座から引き落とし。引落結果にかかわらず、毎月月末にCasaが養育費を送金いたします。

01

受取者様には必ず毎月末日に養育費が支払われるため、毎月きちんと振り込まれているかどうか確認する必要がなくなる

02

支払者様は、振込の手間がなくなる



条件

- 支払者様との契約が必須となっているため、養育費保証の利用および、手数料負担了承の契約をかわす必要があります。(手数料440円/月が支払者負担となります)
- 毎月末日の送金となるため、離婚時にお約束された支払日より養育費の受け取りが遅くなる場合もあります。

※支払者様がきちんと支払っているのか分かりづらくなりますが、支払状況について弊社にお問い合わせいただければ回答いたします。

?



Q&A

契約後にプランの変更はできるの？

変更可能です。報告型から送金型に変更希望される場合は支払者様に書類手続きが発生いたします。
※プランは変更可能ですが保証上限額は変更できませんのでご注意ください。

「送金型プラン」をご希望の場合、 支払者様とも契約が必要になります。

商品タイプ「送金型」



支払者様とのご契約には、支払者様から専用フォームの入力、本人確認書類が必要となります。
支払者様の同意が得られない場合は「報告型」プラン(P.7)のご利用をご検討ください。



POINT

支払者様への説明について

養育費保証は支払う側にもメリットがあります。
以下のメリットをお伝えいただくとお話しいただく際にスムーズです。

＋リット／

01

遅れた場合に 受取者様から催促が来ない

仕事が忙しかったり、うっかり振込を忘れてしまうこともあるかもしれません。さらに転職や病気、ケガなどの環境の変化が伴います。離婚後に双方相手の事情、心情を汲み取ることはなかなか難しいです。保証会社が間に入ることで感情的になることもなくなります。ある日突然弁護士から通知がきた、なんてことも起こりません。

＋リット／

02

相談窓口ができる

支払いが遅れた場合も、まずは状況を確認いたします。（「支払ってください」と一方的ではございません）ケースによっては支払期日や分割払いなどの相談も承っております。長い年月支払い続けるものなので、相談窓口ができるのは安心です。

◎支払者様用のご案内チラシもございます。ご希望の場合は相談員までご連絡ください。

養育費保証 が選ばれる理由

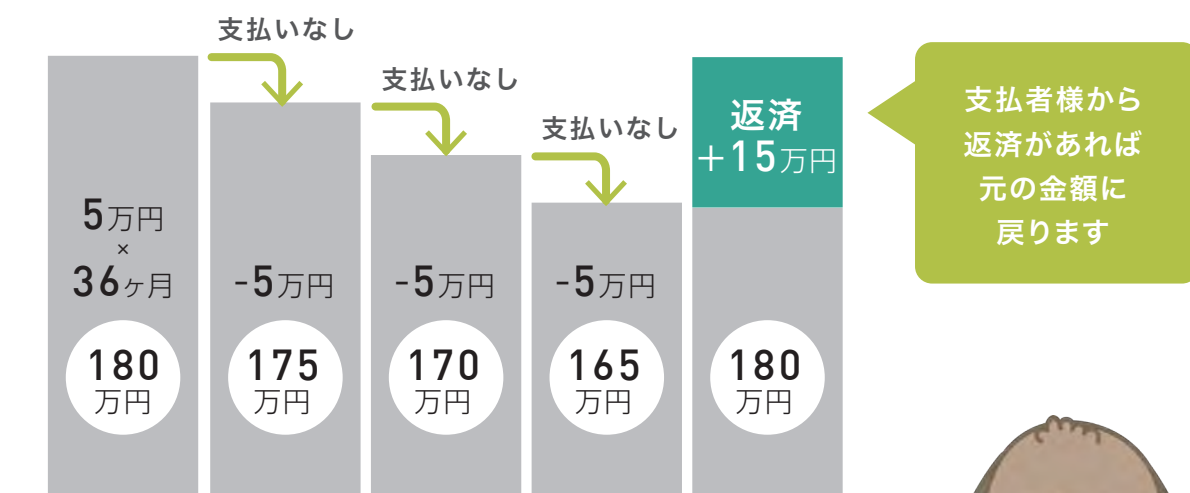
選ばれる理由

01

業界最長 最大36ヶ月分の養育費を保証

保証上限は、最初に取り決めた月額養育費の12ヶ月分/24ヶ月分/36ヶ月分(商品プランにより異なります。)です。累積した立替え金額が養育費の12ヶ月分/24ヶ月分/36ヶ月分に達するまで保証いたします。

● 36ヶ月分の保証とは？



(例)月額養育費を5万円取り決めていた場合

最大36ヶ月×5万円＝180万円まで保証

※ただし、支払者様から立替分をご返済いただければ、保証上限額は元の金額に戻ります。

また、支払期限終了までお支払いが続くようCasaがサポートいたします。



選ばれる理由

02

保証料は 月額1,000円～

月額の費用は月額養育費の3%(下限1,000円)。養育費の金額や、支払者様の支払い状況にかかわらず月額費用の変動はございません。更新料・更新手続きは不要です。

さらに、養育費の請求に必要な法的手続き費用も弊社にて負担いたします。



選ばれる理由

03

離婚前の相談から 離婚後までトータルサポート

事前相談から、離婚後に必要となる各種サービスについても一貫してお手伝いいたします。

部屋探し・仕事探しをはじめ、自治体手続きのことなど、トータルサポートいたしますので、安心してお任せください。



他社比較表

	Casa	A社	B社
保証上限	 最大36ヶ月分	12ヶ月分	・ 最大24ヶ月分 ・ 1年分一括払い
商品タイプ	・ 送金型 ・ 報告型	・ 送金型 ・ 報告型	・ 送金型
法的手続き費用	実費相当額	実費相当額	実費相当額
保証期間	取決めた養育費の 終期まで	取決めた養育費の 終期まで	24ヶ月 ※ 成人までのプラン有
お申込条件	未払いなし	未払いなし	未払いなし
支払者の本人確認書類	 不要プラン有	不要プラン有	必須
債務名義の提出	必須 (私文書のためのプラン有)	必須	必須
支払者の収入証明	不要	必須プラン有	不要
支払者の合意	 不要プラン有	不要プラン有	必須
初回保証料	月額養育費の 1ヶ月分	月額養育費の 1ヶ月分	月額養育費の1ヶ月分 または年間養育費の20～30%
継続保証料 (月または年払い)	月額養育費の 3%	月額養育費の 30%または50%/年	月額養育費10% 年払いのプランも有

お申込み前にご確認ください

お申込み条件

■ 養育費の取り決めがされた書面がある方

●公正証書 ●調停調書 ●離婚協議書（合意書） ●審判書 等の書面（写）が必要となります。

■ 支払者様の情報がある方

現在のご連絡先、住所、勤務先名、勤務先電話番号、年収等の情報が必要となります。

■ 養育費の未払いがない方

養育費の未払分が解消されましたらお申しいただけます。

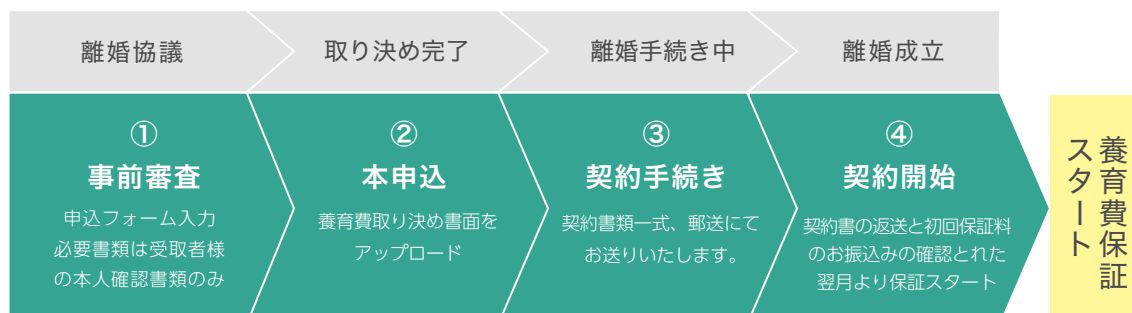
手続きをスムーズにするためのポイント

01 協議・調停中に、できるだけ元パートナーの情報を把握しておきましょう



02 協議・調停中でも保証の利用が可能か事前審査が可能です

■ 事前審査の流れ



お手続きの流れ

STEP

01

フォームより申込み

お申込みフォームより必須項目を入力し、本人確認書類、養育費の取り決めがされた書面をアップロードの上、お申込みください。



養育費保証プラスへのお申込はこちら
<https://casa-inc.co.jp/ym/>

※支払者様と2人で契約される場合は事前にご連絡ください

STEP

02

審査（3営業日程度）

審査が完了後、弊社よりご連絡いたします。

STEP

03

契約

弊社よりお送りする契約書に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

STEP

04

初回保証契約料のお支払い

指定口座へ初回保証契約料のお振込みをお願いいたします。

完了

保証開始！

契約書のご返送と初回保証契約料のお振込みがあった翌月から保証が開始します。

お申込からご契約完了まで10日程度となります。

■ 費用のお支払いについて

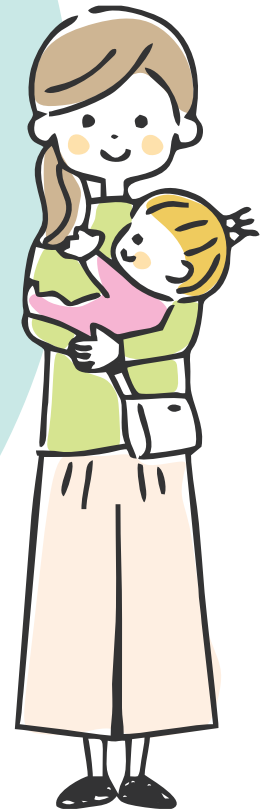
初回保契約料	月額保証料
Casa指定口座へお振込み	保証開始月の翌月より毎月27日に 受取者様の指定の口座より引落し





自治体の補助について

養育費保証は自治体の補助金が受けられるサービスです。
お住まいの自治体によって、養育費保証に加入するにあたり
補助金が支給されます。



自治体による「養育費確保支援事業」

公正証書等作成の
費用補助

養育費保証契約の
初回保証契約料の補助

裁判外紛争解決手続(ADR)
利用助成

弁護士相談料



POINT

ご自身のお住いのエリアが対象なのか、または制度についての
詳細を知りたいという方はお気軽に相談員までお問い合わせ
ください。

養育費の保証料について助成制度を導入している自治体一覧
<https://casa-inc.co.jp/lp-youikuhi/list.html>





専門相談窓口



養育費だけではなく、離婚・お仕事・お住いに関することやお悩みごとなども、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。
離婚に関する専門の相談員が対応いたしますので、安心してご利用いただけます。



＋リット／

01

養育費相談

養育費算定表に基づいていくら養育費がもらえるかご案内いたします。

＋リット／

02

部屋探しサポート

新しいお住いをお探しの際も部屋探しをサポートさせていただきます。

＋リット／

03

仕事探しサポート

新しい就業先をお探しの際も仕事探しをサポートさせていただきます。

＋リット／

04

セミナー開催

弁護士やファイナンシャル・プランナー等と共同でオンラインセミナーなどを開催し、離婚や子育てに関するお役立ち情報をご提供しております。



POINT

養育費お支払者様も安心！

養育費は長い年月支払い続けるものです。支払者様も転職や病気など環境の変化が伴います。支払者様にとっても、離婚後に相談窓口があることはとても安心です。



仕事探しサポート

日本シングルマザー支援協会と連携し、シングルマザーが活躍でき安心して子育てができるように仕事探しをサポートします。



POINT

日本シングルマザー支援協会とは？

お金を
稼ぐ力を養う

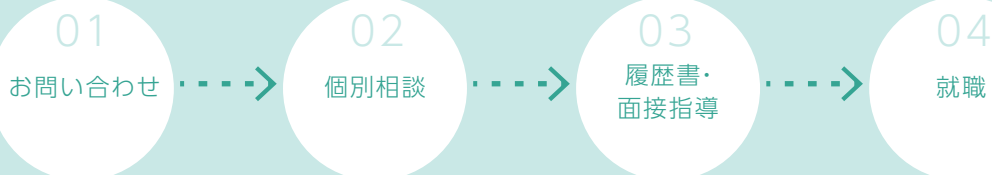
共感しあえる
コミュニティ

再婚という幸せ

日本シングルマザー支援協会は【お金を稼ぐ力を養う】【共感しあえるコミュニティ】【再婚という幸せ】の3つの柱を実現し、女性が子どもを育てながらも働きやすい社会を目指します。

日本シングルマザー支援協会の就職支援は、どこにもないオリジナルの方法で、今までにたくさんのシングルマザーの方と関わらせていただいた実績から生まれました

お仕事探しの流れ



専任のスタッフが就職まで全面的にサポート！

会員登録メリット

日本シングルマザー支援協会の会員にご登録いただくと、仕事探しを始めとした様々なサービスが受けられます。



仕事紹介



履歴書・面接指導



コミュニケーション講座



ランチ会



個別相談



メール相談



契約者様向けサービス

ご契約いただいたお客様へ各種イベントを実施しております。
お子様を含めてお楽しみいただけるイベントを企画しております。



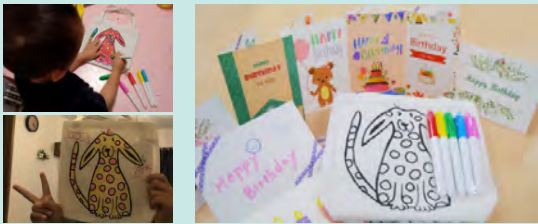
過去実施イベント

「マフティビティ」

01

お誕生日月のこどもたちへ プレゼントの発送

お誕生日を迎えるお子様に、お誕生日カードとプレゼントを発送しました。



「マフティビティ」

02

元パートナー様へお子様から ありがとうの手紙を送付

日頃から養育費を支払ってくれている元パートナー様へお子様からありがとうの手紙を預かり発送しております。



「マフティビティ」

03

オーストラリアの動物園体験

夏休み企画として、オーストラリアの現地スタッフが現地の珍しい動物を生解説!



「マフティビティ」

04

夏休みの思い出 絵画コンテストの開催

お子様たちの自由な創造力と表現力の豊かさに大変感銘を受けました!





お客様の声



イメージ

30代・女性/子ども1人(1歳)

とても良心的に対応いただき、私たちのようにやむを得ずひとり親になってしまった者にとって、とても心強く感謝しかありません。ありがとうございます。



イメージ

30代・女性/子ども2人(6歳・3歳)

調停で養育費が決まりましたが、万が一のことを考え、申込をしました。元パートナーとの間に入ってくれることは本当に心強く感じています。



イメージ

40代・女性/子ども2人(16歳・14歳)

離婚3年目に養育費の支払いが滞った時に、裁判所の手続き等がすごく面倒でした。養育費サービスに加入することで養育費の受取りのことを色々考えなくてよくなり、気持ちが楽になりました。



イメージ

40代・女性/子ども(8歳)

万一のお守りとして加入しました。元夫の性格が信用出来ないだけに、念には念を入れて加入しておいた方が安心出来ます。メールするのもストレスなので、養育費保証PLUSさんがあって精神上、良かったです。



お客様の声



30代・女性/こども1人(1歳)

未婚のためいつ支払われなくなるかわからない不安と相手と連絡を取ることが非常につらかったのですが、保証会社より連絡をしていただけるので、気持ちの安心とともに時間にも余裕ができました。



40代・女性/こども2人(15歳・12歳)

加入して初めて大幅な養育費の遅れがあり、転職やケガとも重なり生活費に困り立替申請をしました。担当者とのメールのやり取りも寄り添った対応で良かったと思いました。入金も予定通りあり、安心して元主人とのやり取りも任せられると思いました。



40代・女性/こども2人(16歳・14歳)

第三者が入る方がストレスも減らせるので良いです。おかげさまで現在は滞りなく養育費をもらっていますが、「いざとなったら…もしものときは…」という安心感があります。離婚後(協議中など)のストレスは少しでも減らした方がいので、第三者に頼んだ方が、別れる2人にとっても良いと思います。アフターフォローもあたたかく、恥ずかしくて聞きにくい内容も嫌がることなくいぶかることなくご対応いただいたのはありがたかったです。



養育費保証 よくある質問



Q1

養育費以外に、婚姻費用、慰謝料などの取り決めがあります。保証対象となりますか？

A

保証対象は「養育費」のみとなります。

婚姻費用、慰謝料や、養育費以外に取り決めたお子様の進学、病気等のための特別費などは保証対象外となります。

Q2

申し込みのタイミングがわかりません。

A

お申込みにあたり、養育費の取り決め書面（公正証書、調停調書など）が必要となります。書面取得後、お申込み可能となります。

＜離婚前の方＞

まずは契約が可能かどうかを知るために事前審査を承っております。協議中に事前審査を進め、準備されることをお勧めいたします。

＜既に離婚済みの方＞

未払いがないことがお申し込み条件となりますので、早めのお手続きをお勧めしております。

Q3

現在未払いが発生しています。申し込みは出来ないのでしょうか。

A

誠に申し訳ございません。未払い分がある場合はお申込み出来兼ねます。

未払い分が解消できましたらお申込み可能です。

Q4

契約期間はいつまでになりますか？こどもが20歳になったら終了でしょうか？

A

養育費の取り決め書面に沿って保証いたします。例えば、養育費の終期が「満22歳に達する日の属する月」の場合、保証も満22歳に達する日の属する月までとなります。

Q5

こどもが3人いますが、こども1人1人で契約するのではなく、まとめて1契約でいいのでしょうか？

A

はい、お子様の人数に関係なく1契約になります。

Q6

年2回、ボーナス月に養育費の金額が多くなっています。保証されますか？

A

はい、加算養育費についても保証上限額内にて保証されます。

養育費保証 よくある質問



Q7

費用について、元パートナーに負担をしてもらいたいのですが可能ですか？

- A** 契約時の初回保証契約料は受取者様、支払者様どちらのご負担でも構いません。
毎月の月額保証料については、受取者様のご負担でお願いしております。
こども未来with (送金型) ご利用の際の口座引落手数料440円については、支払者様のご負担でお願いしております。

Q8

元パートナーには知られずに契約はできるのでしょうか。

- A** こども未来 (報告型) は、受取者様のみでご契約が可能です。支払者様へご連絡がいくのは、養育費のお立て替えが発生した際になります。

Q9

元パートナーに自分の情報を知らせたくありません。契約中に相手へ情報が漏れてしまうことはないか心配です。

- A** 支払者様へ受取者様の情報は一切開示いたしませんのでご安心ください。
同様に、支払者様の情報も受取者様へ開示出来兼ねます。

Q10

元パートナーと2人で契約しようと考えています。相手に何か揃えてもらう書類はありますか。

- A** 審査時にご本人確認書類 (免許証、マイナンバーカード、健康保険証いずれか1点) をアップロードいただきます。
その後、契約書のお手続き (ご署名、捺印)、こども未来with (送金型) プランの場合は口座登録のお手続きをお願いしております。
*収入証明等、ご用意いただく必要はございません。

Q11

元パートナーが勤務先情報など私に教えたくないようです。申し込みは難しいでしょうか。

- A** 支払者様から受取者様を通さずに、Casaへ直接情報提供していただくことも可能です。

Q12

こども未来With (送金型) を希望していますが、Casaから元パートナーへ連絡をとってもらえますか？

- A** 第一報をCasaからお伝えすることは出来兼ねます。まずは受取者様より養育費保証についてお伝えいただき、支払者様よりCasaへお問い合わせいただけましたら、ご説明可能です。
支払者様へ無料相談フォームまたはフリーダイヤルをご案内ください。

養育費保証 よくある質問



Q13

再婚したら保証は終わってしまうのでしょうか。

- A** いいえ、終了事由とはなりません。
*お子様を養子縁組された場合は、終了事由となります。

Q14

途中で養育費の金額が変わった場合はどうなりますか？

- A** 毎月の養育費は、変更後の金額にて保証されます。また月額保証料は、変更後の月額養育費金額の3% (最低1,000円) となります。
保証上限につきましては
・増額の場合…限度額の変更はございません。
((例) ご契約時の月額養育費×36ヵ月分)
・減額の場合…減額金額×お立て替え残月数となります。

Q15

法的手続きも保証されるとの事ですが、具体的にどのような保証がされるのでしょうか？

- A** 万が一養育費の遅れが続いた際の法的手続きについては、煩雑な手続きはCasaが行います。また保証上限額とは別に、手続きにかかる費用は実費全てCasaが負担いたします。
*養育費の請求に限ります。
*Casa指定の弁護士に限ります。





日本シングルマザー支援協会 との取り組み

日本シングルマザー支援協会と提携を結び、シングルマザーの皆さんに安心をお届けできるよう、セミナー開催など様々な取り組みを行っています。



日本シングルマザー支援協会の会員向けに 養育費保証のセミナーを定期的に開催！

セミナー参加者の感想

N様

孤立しがちな状況の中、安心できるサービスを提供していただけることで、不安や悩みの軽減につながると感じました。

W様

とても良心的な金額設定で、寄り添っていただけるような印象も受け、大変心強く感じました。今回の説明会は自分のこれからの人生を前向きに考えるきっかけのひとつになりました。



ママベストパートナー



女性の社会進出・子育てと仕事の両立
認定企業

Casaは
日本シングルマザー支援協会の
ママベストパートナーに
選ばれました！



ママベストパートナー三カ条

- その① 女性の成長を企業の成長につなげられている。
- その② 子育てへの協力体制の必要性を理解できている。
- その③ 女性の特性を理解し、働くママと企業が相互理解できる環境を目指している。

パートナー企業との取り組み



Re:con

WonderSpaceが提供する「Re:con」は、公式LINEをメインコンテンツとし、費用シミュレーションや必要書類の確認ツールなど、離婚の手続きを支援するサービスを提供。



「離婚とおうちに困ったときの」あなたの街の相談窓口」離婚の際のマイホームに関わる問題についてサポート。

リコネクター

離婚届提出に必要な一式を揃えたパッケージを販売。忙しくて取得時間がとれない方や役所に取りに行くことに抵抗がある方にオススメ。

シングルマザーを支えるパートナーの声



PARTNER

01

一般社団法人
日本シングルマザー支援協会
代表理事 江成道子氏

こどもとの生活を守るための毎日で、少しでも負担を減らすためにCasaさんの養育費保証を活用して欲しいです。

ひとりじゃないです。養育費保証という応援です。



PARTNER

02

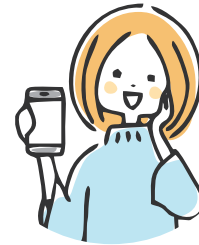
JKAS
離婚とおうちに困ったときの
あなたの街の相談窓口
代表 石田栄一氏

はやく離婚したいあまり、養育費の支払いについて取り決めがなく、不払いとなっているケースが多くあります。

子どものために、Casaさんの養育費保証の契約は離婚協議の際に取り入れることをお勧めします。

養育費保証 PLUS

お役立ち情報配信中



離婚や養育費に関するお役立ち記事だけでなく、シングルマザーのインタビュー記事など、シングルマザー向けのコンテンツを更新しています。



養育費保証PLUSに関する情報だけでなく、離婚に関する情報などを発信しています。定期的にインスタライブを開催しています！



Youtube



対談動画や過去のセミナー動画のアーカイブ配信をアップしています。

セミナー開催



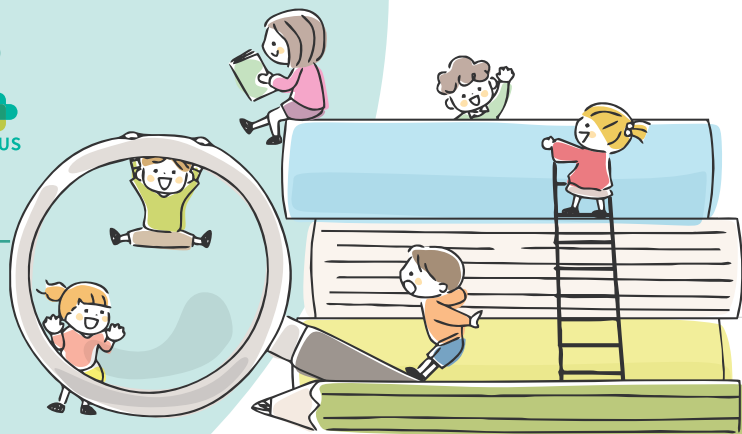
さまざまなテーマでシングルマザー向けにセミナーを開催しています。



マンガでわかる 養育費保証 PLUS

債務名義を作ったから、もう安心？

いいえ、そんなことはないんです。債務名義があってもご自身で強制執行をやるのは実はとても大変。強制執行の流れなどを漫画でわかりやすく解説しています。



マンガでわかる 養育費保証 PLUS



娘 ちかのために債務名義を作って離婚した主人公。これからシングルマザーとして頑張っていこうと決意する反面、養育費に対する不安が残ります。。

無料で読めます！

Casaの「養育費保証PLUS」をちゃんと理解してこどもの未来を守りましょう！

<https://casa-inc.co.jp/lp-youikuhi/manga.html>



養育費保証 PLUS



お問い合わせ



LINE からのご相談可能！友だち登録はこちら

<https://line.me/R/ti/p/@436gzvam>



養育費保証プラスへのお申込はこちら

<https://casa-inc.co.jp/ym/>

お気軽に
お問い合わせください

株式会社 Casa 養育費相談室

☎0120-919-364

【営業時間】
平日 9:00～18:00

株式会社 Casa

設立

2008 年 10 月

資本金

15 億円

本社所在地

〒163-0230 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル

事業拠点

東京本社、札幌、仙台、宇都宮、高崎、さいたま、千葉、横浜、静岡、名古屋
大阪、京都、岡山、高松、福岡